

「県内三政令市市長・正副議長懇談会」を開催し、 「特別市の早期法制化の実現に向けた横浜市・川崎市・相模原市の 共同メッセージ」をとりまとめました

県内三政令市（横浜市、川崎市、相模原市）の市長及び市議会正副議長が、新たな大都市制度「特別市」の法制化の早期実現に向けた三市の連携について意見交換等を行い、「特別市の早期法制化の実現に向けた横浜市・川崎市・相模原市の共同メッセージ」をとりまとめましたので、お知らせいたします。

1 日 時 令和8年7月10日（金） 16:15～17:00

2 場 所 横浜市役所 市会議事堂 3階多目的室
（横浜市中区本町6丁目50番地の10）

3 出席者	市長	議長	副議長
横浜市	山中 竹春	渡邊 忠則	尾崎 太
川崎市	福田 紀彦	原 典之	堀添 健
相模原市	本村 賢太郎	大槻 和弘	西家 克己

4 共同メッセージ
別紙のとおり

5 開催状況



※ 写真データを希望される場合は、問合せ先（広域行政課）までご連絡ください。

問合せ先		
（特別市に関すること）	市長公室政策部広域行政課	Tel 042-769-8248
（市議会に関すること）	議会局政策調査課	Tel 042-769-9803

特別市の早期法制化の実現に向けた 横浜市・川崎市・相模原市の共同メッセージ

別紙

人口減少や担い手不足が深刻化する中、将来を見据え、持続可能かつ最適な形で行政サービスを提供していくため、国・都道府県・市町村の役割分担や大都市地域における行政体制など地方自治制度の在り方を、時代の変化に合わせて見直していくことが求められている。

本日、横浜市、川崎市及び相模原市の市長並びに市議会の正副議長は、特別市制度をテーマとして懇談を行い、必要性や実現に向けた取組について改めて認識を共有した。

特別市制度は、大都市の利益を追求するものではなく、人口減少等の急速な進行に伴い社会構造が変化する中において、将来にわたり、都道府県・市町村が限られた行政資源を有効に活用しながら、様々な地域課題に的確に対応するために必要な新たな地方自治制度である。

私たち三市は、現在の政令市制度が抱える課題の解決と市民の皆様に寄り添う行政サービスの充実、さらには県域や日本全体の発展にも寄与する特別市という新たな選択肢をつくるため、これまでも連携して特別市制度の意義や必要性について理解促進に努めてきた。

一方で、神奈川県知事の現行の政令市制度を前提とした発信が続いていることは、特別市制度全体に対する理解をミスリードし、県内市町村と政令市の間に分断を生じさせており、県民・市民の理解促進の観点からも大きな懸念がある。県知事は「特別市制度は住民目線から見て妥当ではなく、大都市制度の選択肢にはなり得ない」といった見解を示しているが、このような重要な地方自治制度のあり方について、十分な対話や検証を行わない中での一方的なものとなっている。

三市長としては、まず三政令市と県で、建設的かつ冷静な議論の場を整えることが重要だと考え、二度にわたり四首長懇談会の開催を求めてきたが、県知事からは、協議は不可能であると回答があった。

三市の各市議会においては、これまで特別市の法制化を求める意見書や決議が議決されてきた。これらは県内人口の3分の2に当たる約600万人の住民を代表する議会が、正式な手続を経て示した意思である。県知事はその重みを十分に尊重すべきであるが、こうした住民意思を受け止めないまま、特別市制度への否定的な見解が繰り返されている。

私たちは、特別市制度の是非については、先入観や立場の違いにとらわれることなく、住民目線で客観的なデータに基づく議論が行われるべきであると考えます。

そのためにも、県知事に対し、特別市制度への反対を前提とした議論に終始するのではなく、将来の神奈川の発展と県民・市民の福祉向上のため、相互の立場を尊重し、建設的な議論を深めていくことを強く求める。

国において、第34次地方制度調査会で特別市の議論が進められている今こそ、特別市の法制化に向けた検討を着実に前進させるべき時期にきている。

私たち三市の市長及び市議会正副議長は、我が国の発展と持続可能な行政サービスの提供、そして住民福祉の向上のため、特別市の早期法制化の実現に向けて、国にその実現を強く求めていくとともに、今後も連携し取組を加速させていく。

令和8年7月10日

横浜市長	山中 竹春	横浜市会議長	渡邊 忠則
		横浜市会副議長	尾崎 太
川崎市長	福田 紀彦	川崎市議会議長	原 典之
		川崎市議会副議長	堀添 健
相模原市長	本村 賢太郎	相模原市議会議長	大槻 和弘
		相模原市議会副議長	西家 克己